

業務方法書（案）について

1 業務方法書の意義

業務方法書とは、定款に定める、法人が行う業務に関する規定を補足する形でまとめたものであり、法人の業務開始の際、作成しなければならない。

【地方独立行政法人法】

第22条 地方独立行政法人は、業務開始の際、業務方法書を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

【広島市立病院機構定款】

第17条 この定款に定めるもののほか、法人の業務の執行に関し必要な事項は、業務方法書で定める。

2 作成の手続き

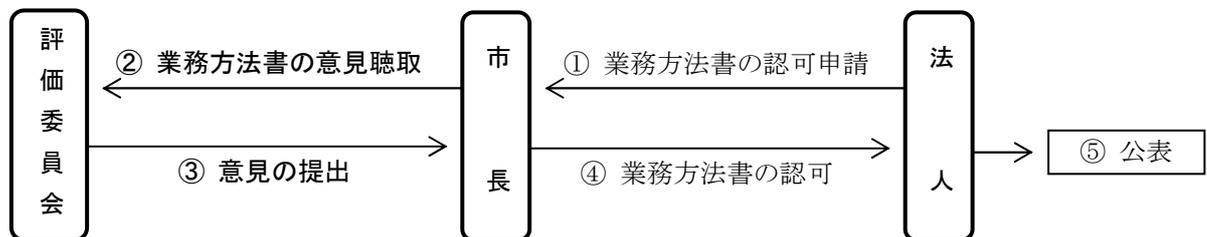
業務方法書を作成又は変更するときは、市長の認可を受けなければならない。認可に当たっては、評価委員会の意見を聴かなければならない。また、認可後は遅滞なく公表しなければならない。

【地方独立行政法人法】

第22条

3 設立団体の長は、第1項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かななければならない。

4 地方独立行政法人は、第1項の認可を受けたときは、遅滞なく、その業務方法書を公表しなければならない。



3 記載すべき事項

業務方法書に記載すべき事項は、市（設立団体）の規則で定めることになっている。

【地方独立行政法人法】

第22条

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、設立団体の規則で定める。

【地方独立行政法人広島市立病院機構の業務運営並びに財務及び会計に関する規則（案）】

第1条 この規則は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）の規定に基づき、地方独立行政法人広島市立病院機構（以下「法人」という。）の業務運営並びに財務及び会計に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 法第22条第2項の業務方法書に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

- | | |
|-------------------------|--------------------------------|
| (1) 法人の定款に規定する業務に関する事項 | ⇒ 業務運営の基本方針、病院等の設置及び運営、法人の行う業務 |
| (2) 業務委託の基準 | ⇒ 業務の委託 |
| (3) 競争入札その他契約に関する基本的事項 | ⇒ 委託契約、契約の方法 |
| (4) その他法人の業務の執行に関し必要な事項 | ⇒ 規程への委任 |

※ ⇒の記載は、業務方法書（案）における記載項目名

4 業務方法書（案）

業務方法書（案）	説明
<p>（目的） 第1条 この業務方法書は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第22条第1項及び地方独立行政法人広島市立病院機構の業務運営並びに財務及び会計に関する規則（平成26年広島市規則第号）第2条の規定に基づき、地方独立行政法人広島市立病院機構（以下「法人」という。）の業務の方法について基本的事項を定め、その業務の適正な運営に資することを目的とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務方法書の目的を記載
<p>（業務運営の基本方針） 第2条 法人は、法第25条第1項の規定により広島市長（以下「市長」という。）から指示された中期目標に基づき、業務の効率的かつ効果的な運営に努めるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市長から指示された中期目標に基づき、業務の効率的かつ効果的な運営に努めることについて記載
<p>（病院等の設置及び運営） 第3条 法人は、広島市の医療施策上必要な救急医療、高度で先進的な医療その他の医療を提供すること並びに医療に関する調査及び研究、地域医療の支援等を行うことにより、市民の健康の維持及び増進に寄与するため、地方独立行政法人広島市立病院機構定款（以下「定款」という。）第18条に定める病院等を設置し、これを運営するものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定款に定める病院等を設置し運営することについて記載
<p>（法人の行う業務） 第4条 法人は、定款第16条第1項の規定に基づき、次に掲げる業務を行うものとする。 (1) 医療を提供すること。 (2) 医療に関する調査及び研究を行うこと。 (3) 医療に関する地域支援を行うこと。 (4) 医療に従事する者に対する研修を行うこと。 (5) 障害者支援施設を運営すること。 (6) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。 2 法人は、定款第16条第2項の規定に基づき、災害が発生し、若しくは正に発生しようとしている事態又は公衆衛生上重大な危害が生じ、若しくは生ずるおそれがある緊急の事態（以下「災害等の緊急事態」という。）に対処するため市長が必要と認める場合において、市長から救助、救援、医療の提供その他災害等の緊急事態の対処に必要な業務（以下「救助等」という。）の実施を求められたときは、その求めに応じ、救助等を行うものとする。 3 法人は、定款第16条第3項の規定に基づき、災害等の緊急事態に対処するため、必要な救助等を自ら行うものとする。 4 法人は、前3項の業務のほか、当該業務の遂行に支障のない範囲内で、その建物の一部、設備、器械及び器具を、法人に勤務しない医師等の診療、研究又は研修のために利用させることができる。 5 法人は、法人の目的の範囲内において、法人以外の者から受託し、又は法人以外の者と連携して、調査及び研究並びに業務を行うことができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定款に定める業務を行うことについて記載 ・ 緊急事態の対処に必要な業務を、市長からの求めに応じて実施することや、必要な救助等を自ら行うことについて記載 ・ 建物の一部、設備、器械及び器具を職員以外の医師等の診療、研究又は研修のために使用させることができることについて記載 ・ 他から受託し、又は他と連携して調査、研究、業務を行うことができることについて記載

業務方法書（案）	説明
<p>（業務の委託）</p> <p>第5条 法人は、定款に規定する業務の一部を外部の者に委託することにより効率的にその業務を遂行することができるものと認められる場合は、業務の一部を委託することができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 業務の一部を外部の者に委託することができることについて記載
<p>（委託契約）</p> <p>第6条 法人は、前条の規定により業務を委託するときは、受託者と業務に関する委託契約を締結するものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 委託するときは、受託者と業務に関する委託契約を締結することについて記載
<p>（契約の方法）</p> <p>第7条 法人は、売買、賃借、請負その他の契約を締結する場合には、一般競争入札に付するものとする。ただし、契約の性質又は目的が一般競争入札に適しない場合その他法人の規程で定める場合は、指名競争入札に付し、又は随意契約若しくはせり売りによることができるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 一般競争入札を基本とするが、契約の性質又は目的が一般競争入札に適しない場合や法人の規程で定める場合は、指名競争入札、随意契約、せり売りによることについて記載
<p>（規程への委任）</p> <p>第8条 この業務方法書に定めるもののほか、法人の業務に関し必要な事項は、法人の規程で定める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 業務方法書に定めるもののほか、法人の業務に関して必要な事項を法人の規程に定めることについて記載
<p>附 則</p> <p>この業務方法書は、市長の認可の日から施行する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 施行日を記載

（参考）他都市の状況

記載項目	広島市（案）	堺市	京都市	福岡市	神戸市
目的	○	○	○	○	○
業務運営の基本方針	○	○	○	○	○
病院の設置及び運営	○	○	—	○	○
法人の行う業務	○	○	○	○	○
業務の委託	○	○	—	○	○
委託契約	○	○	—	○	○
契約の方法	○	○	—	○	○
規程への委任	○	○	○	○	○
（経費の執行等）	—	—	○	—	—
（財産の管理及び運用）	—	—	○	—	—